

業者のみなさまへ

鳥取短期大学では、昨今の大学等研究機関における公的資金の不正使用事案を受け、その防止策の一環として、取引業者の皆様から本学との取引における誓約書を提出いただき、適切な取引関係の構築に努めることといたしました。

この取り組みは、平成 26 年 2 月 18 日に文部科学大臣決定として公表された、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」において、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出を求めることとされたことに対応しております。

つきましては、本学との取引にあたっては、本学との取引における留意事項を遵守する旨の誓約書の提出をお願いすることとしておりますので、何卒ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。

なお、誓約書を提出いただけない場合は、本学との取引をお断りする場合があります。